

特別児童扶養手当

しあわせ 事典

—障害者編—

児童課(☎66-1108)



特別児童扶養手当は、20歳未満の身体または精神に中度、重度の障害のある人を育てている人(監護・養育)に支給される手当です。

この制度ができるまでの精神薄弱児対策は、児童の将来の自立のための生活および職業指導に重点が置かれていました。

しかし、在宅の精神薄弱児の福祉増進のため、その児童の父母または養育者に国から一定の手当を支給する「重度精神薄弱児扶養手当法」が昭和39年9月に施行されました。さらに、重度の身体障害児や内部障害をも含めた幅広い制度になりました。**手当を受けることができる人**
20歳未満で心身に障害がありその程度が下記のいずれかに該当する児童

○1級該当児：療育(愛護)手帳A(1・2)程度、身体障害者手帳1・2級程度

○2級該当児：療育(愛護)手帳B(3)程度、身体障害者手帳3・4(一部)級程度
ただし、児童が児童福祉施設(通園施設は除く)などに入所しているときは手当が受けられません。

手当額

認定請求の日の翌月から児童1人につき月額

○1級該当児：5万350円

○2級該当児：3万3千500円

支払方法

毎年4月・8月・11月(各月11日)に郵便局に振り込みます。

手続きに必要な書類

- ・請求者および児童の戸籍謄本
- ・世帯全員の住民票謄本
- ・認定請求書
- ・印鑑
- ・その他証明書等(受給要件により必要な書類)

所得制限

請求者・配偶者・扶養義務者の所得額が限度額以上あるときは、手当を受けることができません。

熱性けいれん(ひきつけ)について

健康 一番

今月のドクター
蒲郡市民病院小児科
河合新治医師

熱性けいれんとは、子どもの約8〜10%でおこるとされ、一般に6歳未満の子どもの急に高熱になるときに起こるけいれんです。予後良好な単純型と将来てんかんに移行しやすい複雑型があります。

単純型は最初の発作が6ヶ月〜4歳で、症状としては、急に眼球が上の方に上がり(白目となり)、足はつっぱり、腕は肘で曲げ、拳を震わせたり、あるいはつっぱたりし、左右対称になります。10分以内でおさまります。これからはずれれるものは複雑型に含まれますが、複雑型は熱性けいれんの数%でしかありません。

では、子どもがひきつけたときはどうしたらよいのでしょうか。

まず、あわてないことです。そして、口の中に箸や指を入れたり、身体を揺すったりせず、

吐きそうなくさをしたら、身体を横に向けて誤嚥(あやまつて飲み込むこと)や呼吸に気を付けてください。さらに、けいれんが何分続いているか確かめてください。また、眼の向き、左右差、手足の状態、体温の観察も重要です。

けいれんが止まったら、かかりつけの医師に電話し、「救急車で来なさい」とか「一息入れてから来なさい」とか「しばらく様子をみなさい」といった指示をもらってください。けいれんが10分以上続くようなら、けいれんの途中でも、すぐ電話してください。

現在、熱が出始めたら、引きつけを予防する薬があります。薬の使い方は医師の指示に従いましょう。

